

平成 28 年 7 月
芦屋市都市建設部建設総務課

夏空がまぶしく感じられるころとなりました。紫外線対策や夏バテ対策はバッチリでしょうか。もうすぐ夏本番、暑さに負けないようアクティブに過ごしたいですね。お出かけの際は帽子、水筒、交通安全を忘れずに…！



*楽しいお出かけはシートベルトから！

もうすぐ夏休み。家族や友達と車で外出する機会も増えるかと思えます。みなさんは車に乗るとき、シートベルトをきちんと締めていますか？

シートベルトは大切な命を守るものです。事故による致死率を見ても、着用0.16%に対して非着用は2.07%と約13倍にまではね上がっています。また、運転席・助手席だけでなく後部座席もシートベルト着用が義務付けられており、非着用の場合前席は全ての道路で、後部座席は高速道路等で違反になります。(行政処分の基礎点数1点が付与されます。)

自分自身はもちろん、家族の命を守るためにも、車に乗ったらシートベルトを必ず締める習慣をつけましょう。

また、6歳未満の子どもには、必ずチャイルドシートを正しく着用しましょう。



*夏の交通事故防止運動がはじまります！

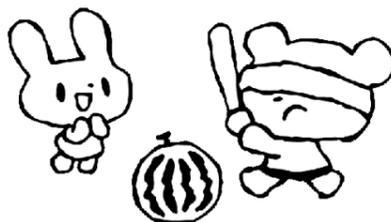


<期 間>

平成28年7月15日(金)～24日(日)までの10日間

<運動の重点>

- ① 子どもと高齢者の交通安全
- ② 自転車の交通安全
- ③ 飲酒運転など悪質・危険な運転の根絶
- ④ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



*傘さし運転、していませんか!?



今の時期よく見かけますが、傘をさして自転車を運転するのはとても危険！傘をさすことによって片手運転＝常に不安定な運転になります。また、傘で視界が狭くなり、歩行者や車などが見えないとどうなるでしょうか？歩行者とすれ違う際、顔や目に当たったらどうしますか？自転車で傘を使用することは、いろいろな事故に繋がる危険性があります。

では、専用の道具を使って自転車に固定してしまえば良いのではと思う方も多いと思います。実際に、市販の固定器具を利用している方もたくさん見かけます。しかし！それ、アウトですよ!!!

全国では積載物に関する規定が定められています。兵庫県においては以下の規定があります。

- 長さ・・・積載装置の長さに0.3メートルを加えた数値以下であること
- 幅・・・積載装置の幅に0.3メートルを加えた数値以下であること
- 高さ・・・積載した状態で地面から2メートル以内であること



【根 拠】道路交通法第57条第2項、兵庫県道路交通法施行細則第7条第1項第3号
【罰 則】2万円以下の罰金または料料

このように、自転車に積載できる物には決まりがあり、日傘や雨傘も『積載物』の扱いになります。固定器具が販売されているから良いと思いがちですが、そこに傘を取り付けるとどうでしょう。瞬く間に積載規定を越えてしまいます。

また、片手運転はもちろん、傘をさしての運転中に歩行者と接触したり、事故になりかけたりすると危険運転に当たる可能性があります。これは、昨年の夏号でご紹介した『自転車運転者講習制度』の14項目に含まれています。つまり、罰則があり、さらに講習の受講を命じられる対象となる違反になりうるということです。

日傘を重宝する季節ですが、自転車に乗るときの暑さ対策には帽子やラッシュガードを、雨の日にはレインコート(雨合羽)を使用するなど、安全運転に努めましょう。



今年度も、自転車運転免許証等を発行する自転車交通安全教室を開催予定です。これまでの教室の様子は芦屋市のホームページで見ることができます。

詳細は決まり次第ホームページや広報あしや等でお知らせしていきますので、みなさんぜひご参加ください。



小村

子ども達はもうすぐ夏休みですね。
家族や友達とお出かけする機会も多くなるでしょう。
交通ルールやマナーを守って、楽しい夏休みを過ごしてくださいね！



山本